

## 元市税等収納嘱託員（非常勤特別職）による公金横領について

元市税等収納嘱託員による公金横領が判明し、現在、鹿島警察署に相談をしており、告訴に向けた準備を進めておりますことをご報告いたします。

公金の横領という大変遺憾な事案が発生しましたことを真摯に受け止め、市民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に全力を尽くし、信頼回復に努めてまいります。

### 1 概要

元市税等収納嘱託員（男性・68歳）が、納税者より徴収していた現金の一部を不正に抜き取り、公金を横領していたものです。

当該元市税等収納嘱託員は、平成22年10月頃から令和2年3月まで、行政経営部税務課に非常勤職員（特別職）として勤務していました。事情聴取したところ、平成30年度から令和元年度までの間に着服を行ったとのことで、その額は、市の内部調査では約286万円程度と把握しております。

なお、元市税等収納嘱託員については、3月25日付けで解職し、横領された公金については、令和2年3月26日に全額返済されております。

### 2 判明した経緯

本件は、令和2年3月に納税者からの問い合わせがあり、当該元市税等収納嘱託員が担当していた納付額に相違点があったことから、税務課職員が滞納整理内容を確認したところ、不正が発覚したものです。

### 3 今後について

組織としての管理体制が不十分であったことを重く受け止め、二度とこのようなことが発生しないよう、公金管理体制を強化するとともに、再発防止に取り組み、職員の服務規律の確保に万全を期すことで、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

### 4 本件に係る特別職及び一般職員の処分

#### ・特別職職員の処分

給料の減額

市長 100分の10 3か月

副市長 100分の10 3か月

※期間 令和2年5月分から

#### ・一般職職員の処分（管理監督者に対する処分）

##### ① 処分の内容および所属等

懲戒処分

行政経営部 部長 男性（59歳）戒告

行政経営部 税務課長 男性（54歳）戒告

行政上の措置処分

行政経営部 税務課副課長（当時） 男性（49歳）訓告

##### ② 処分年月日

令和2年4月24日

##### ③ 処分理由

部下職員の指導監督が不十分であり、職務に適性を欠いていた。